

○国費支弁に係る旅行命令等の権限の委任に関する訓令

平成 7 年 4 月 1 日

警察本部訓令第 12 号

改正 平成 9 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号、平成 12 年 3 月 31 日本部訓令第 14 号、平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 20 年 10 月 14 日本部訓令第 20 号、平成 23 年 3 月 28 日本部訓令第 3 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

国費支弁に係る旅行の命令権の委任に関する訓令を次のように定める。

国費支弁に係る旅行命令等の権限の委任に関する訓令

国費支弁にかかる旅行の命令権の委任に関する訓令（昭和 39 年県本部訓令第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号。以下「府令」という。）の規定に基づき、香川県警察における国費支弁に係る旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の権限の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅行命令権者）

第 2 条 府令第 4 条第 2 項の規定により、香川県警察本部長から旅行命令等の権限の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

（旅行命令権の代理）

第 3 条 旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合には、府令第 4 条第 4 項の規定により、別表の左欄に掲げる旅行命令権者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者の中から指定した職員にその職務を代理させるものとする。この場合において、別記様式により香川県警察本部警務部会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止）

2 香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 20 年 10 月 14 日本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（別表及び別記様式 省略）